

JICAによる環境社会配慮ガイドライン草案（2003年11月07日版）についての意見

2003年11月12日

ECFA 環境部会 佐々木 英之

JICAによる環境社会配慮ガイドライン草案（2003年11月07日版）の連携D/Dに関する考え方と文言については、私は特に異論はない。しかしながら、そのガイドライン草案のように、連携D/Dを開始する段階において、要請プロジェクトがJBICガイドラインに基づき厳格に審査されることにより、途上国の環境社会配慮の実態の改善とキャパシティ向上のために本当に必要な支援が、JICAおよびJBICの技術協力および経済協力から、すっぱり抜け落ちてしまう可能性があることに、大きな危惧を覚える。

以下にその理由を申し述べる。

連携DDが要請される段階では、通常、JICA支援によるフィージビリティスタディー（JICA F/S）が終了しているか、もしくは当該国により実施された何らかのフィージビリティ調査がある状態である。

JICA F/Sかその他のF/Sが終了した段階では、当該国の行政機関（事業実施機関）は、未だプロジェクトを実施するかどうか正式な決定をしていない場合がほとんどである。したがって、その段階では、土地収用や住民移転について、未だ真剣に考慮している段階とは言えない。

そのような状況から、連携DDを日本政府に要請するためには、当該プロジェクトのF/S（概略設計、資金計画等）のレビューをしながら、用地の確定、住民移転の計画策定、環境インパクトアセスメントもレビューする必要がある。

しかしながら、ほとんどの途上国では、このようなF/S内容のレビュー、用地の確定、住民移転計画の作成、環境インパクトアセスメントのレビューを実施するのが、技術的にも資金的にも困難な場合が多い。

したがって、通常の途上国では、多くの要請プロジェクトがJBICガイドラインに照らしてみれば、環境配慮が適切になされているかどうかという点において、円借款を供与することが適切であるとは、判断され得ないであろうと考えられる。

このようなプロジェクト準備状況である要請案件についても、JICAとしては、相手国の意

向と要請案件の相手国の経済社会的な意義に鑑みて、D/D と建設および施工管理のために円借款が供与されるための準備が整うように支援することに、大きな意味があると考えられる。

そのような JICA による支援とは、F/S の技術的、経済財務的レビューとともに、用地の確定、住民移転の計画策定、環境インパクトアセスメントの実施に係る技術支援である。このような技術協力は、環境社会面の相手国のキャパシティ向上に大きく資すると考えられる。

以上。

JICA 案（2003 年 11 月 07 日版）

2.4.1 連携 D/D

JICA は、JBIC との連携 D/D については、JBIC ガイドラインに基づき、通常の案件と同様の環境審査プロセスを行った案件であって、円借款を供与することが適切であると JBIC により判断されたものを対象とする。JICA は、エンジニアリング分野の実施設計調査を行うことを基本とする。

なお、実施にあたっては、JBIC による審査内容を十分把握するとともに、詳細設計調査中に判明した新たな環境社会影響については、軽微なものであれば相手国政府やステークホルダーなどと協議して、適切な対応を検討する。また、JICA は、最終報告書の概要版を完成後速やかにウェブサイト上、JICA 図書館と現地事務所で情報公開する。

*** **